

MY企業年金通信

区分 内容	DB	DC	その他	
	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応 事項(※)	あり		なし	

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

最低積立基準額算定用の予定利率の調整幅の見直し等について (DB規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の 一部を改正する件(平成31年厚生労働省告示第115号) 及び関連する通知並びに事務連絡)

※当資料での略号:

確定給付企業年金=DB、確定拠出年金(企業型)=企業型DC、中小企業退職金共済=中退共

確定給付企業年金法=DB法、確定給付企業年金法施行規則=DB規則

告示「確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号に規定する予定利率」=予定利率告示

通知「確定給付企業年金制度について」(平成14年3月29日年発第0329008号)=法令解釈通知

通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」

(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)=承認認可通知

2019年4月



明治安田生命

◆「最低積立基準額算定用の予定利率の調整幅」について、平成31年3月29日付で改正告示が公布され(注1)、算定方法が「30年国債の応募者利回りの5年平均の年率±0.5%」に変更されました。

■最低積立基準額算定用の予定利率の調整幅の見直し

○改正概要：最低積立基準額の算定に用いる予定利率の調整幅（労働組合等の同意（注2）を得た場合、調整幅内の予定利率を設定することが可能）を、次のとおり改正

改正	現行
30年国債の応募者利回りの5年平均の年率 ±0.5% 率を加減する方法	30年国債の応募者利回りの5年平均の年率 ×0.8～1.2 数を乗ずる方法

○適用期日：平成31年4月1日から適用。平成31年3月31日以前に終了する事業年度に係る「事業及び決算に関する報告書」を適用日前に未提出の場合は、当該報告書に改正後を適用することが可能

(注1)DB規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件(平成31年3月29日厚生労働省告示第115号)

<https://kanpou.npb.go.jp/20190329/20190329g00063/20190329g000630499f.html>

この改正に関するパブリックコメントの結果も公示されています

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180358&Mode=2>

(注2)規約型:厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合(ない場合は過半数を代表する者)の同意
基金型:代議員会での議決

◆DB終了等(注1)のときの最低積立基準額算定用の予定利率を調整幅内で設定する場合について、平成31年3月29日付で改正通知が発出され(注2)、対応すべき事項が追加されました。

■DB終了等のときの最低積立基準額算定用の予定利率を調整幅内で設定する場合の対応事項を追加

○改正概要：DB終了等のときの最低積立基準額の算定に用いる予定利率を調整幅内で設定する場合、次の対応すべき事項を追加

- ・既に最低積立基準額の算定に用いる予定利率を調整幅内で設定済みの場合は、改めて労使間や代議員会での十分な検討の上での労働組合等の同意と加入者及び受給権者等に対する十分な情報提供
- ・最低積立基準額の算定に用いる予定利率を0.5%以内の率を加算して設定する場合は、DB終了等のときまでに、用いる予定利率を規約に規定

○適用期日：平成31年4月1日から適用。

ただし、適用日前にDB終了等の承認・認可申請済みの場合、改正前によることが可能

(注1)DBの終了、企業型DCへの移行及び中退共への移換をいいます(本資料で同じ)

(注2)通知「DB規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件(平成31年厚生労働省告示第115号)の適用に伴う『DB制度について』の一部改正について」(平成31年3月29日年発0329第2号)

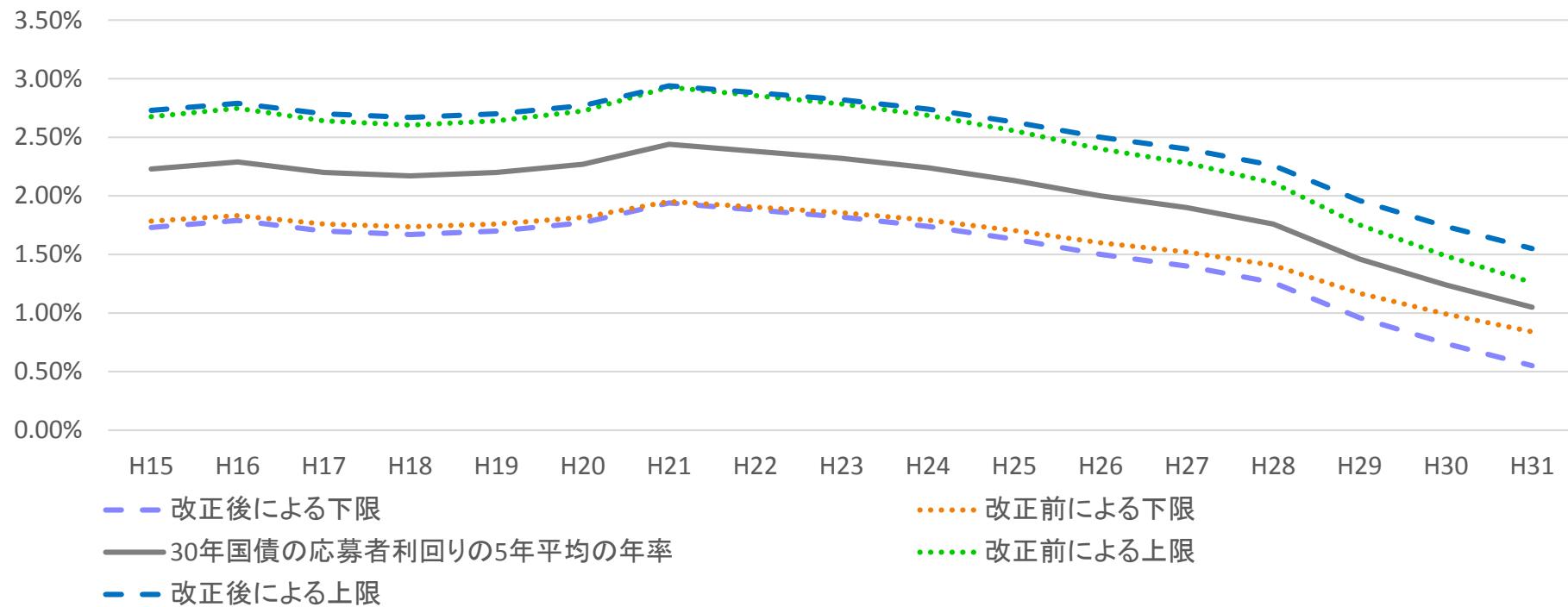
通知「DB規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件(平成31年厚生労働省告示第115号)の適用に伴う『DBの規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」(平成31年3月29日年企発0329第3号)

この改正に関するパブリックコメントの結果も公示されています

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180359&Mode=2>

- 最低積立基準額算定用の予定利率に調整幅を導入した平成15年度当時、0.8以上1.2以下の数を乗ずる算定方法による調整幅は、±0.5%程度を確保することができていました(注)。
- 低金利状態が長期化している現下の金利情勢において、現行算定方法では調整幅が縮小している状況を踏まえ、算定方法の改正が実施されました。

非継続基準の予定利率の上下限の推移



(注)平成15年度 : $2.23\% \times 0.2 = 0.446\%$

- 「最低積立基準額算定用の予定利率の調整幅（労働組合等の同意を得た場合、調整幅内の予定利率を設定することが可能（注1））」の算定方法を改正することで、最低積立基準額算定用の予定利率として設定できる上下限が、現下の金利情勢では広くなります（注2）。

		改正後(①)	改正前(②)	差異(①-②)
算定方法	調整幅 上限	(*) <u>+0.5%</u>	(*) <u>×1.2</u>	
	30年国債の応募者利回りの5年平均の年率(*)	(*)	(*)	
	調整幅 下限	(*) <u>-0.5%</u>	(*) <u>×0.8</u>	
平成31年度	調整幅 上限	<u>1.55%</u>	<u>1.26%</u>	<u>+0.29%</u>
	30年国債の応募者利回りの5年平均の年率	1.05%	1.05%	—
	調整幅 下限	<u>0.55%</u>	<u>0.84%</u>	<u>▲0.29%</u>

(注1)一定の率(±0.5%の範囲)を●%と定めたうえで、「●%を毎事業年度において適用されるDB規則第55条第1項第1号に規定する予定利率(平成15年厚生労働省告示第99号)の年率(0.5%以内の率を加減しない場合の年率)に加算する」との形式で労働組合等の同意を得れば、毎事業年度の労働組合等の同意を不要とすることは可能

また、DB終了等以外(例えば、財政検証、分割時に移換する積立金の額の算定等)に用いる場合は、規約への規定は不要

(注2)第2回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会(2019年3月19日)の資料7に記載の推計によれば、調整幅の算定方法の改正により平成31年度の予定利率1.05%を改正後の調整幅0.55%～1.55%で変動させた場合、最低積立基準額は+9%～▲8%程度変動するが、これは平成15年度において調整幅を±0.5%とした場合と同程度

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000489953.pdf>

- ・DB終了等のときの最低積立基準額算定用の予定利率を調整幅内で設定する場合は、以下の対応すべき事項が追加されました。
 - (1)既に最低積立基準額算定用の予定利率を調整幅内で設定済みの場合は(注1)、改めて
 - ①労使間や代議員会で十分な検討を行い、労働組合等の同意を得ること
 - ②加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと
 - (2)最低積立基準額算定用の予定利率として0.5%以内の率を加算して得た率を設定する場合は、DB終了等のときまでに、用いる予定利率を規約に定めること(注2)
- ・平成31年4月1日の適用日前に行われたDB終了等の承認・認可申請については、改正前によることが可能(注3)

(注1)既に最低積立基準額算定用の予定利率を調整幅内で設定していない場合も、(改めてではないが)①及び②は必要

(注2)減算して得た率を設定する場合、用いる予定利率を規約に定めることは任意

なお、調整幅内で設定する場合で、用いる予定利率を規約に定める場合は規約変更の承認・認可申請が必要で、当該規約変更是給付減額には非該当

(注3)適用日前のDB終了等の承認・認可申請の際に0.8以上1.2以下の数を設定した場合は、当該予定利率を適用日以後も用い、かつ上記(1)、(2)の追加対応事項を行わないことも可能

変更後	変更前
(終了時の掛金の一括拠出)	(終了時の掛金の一括拠出)
第〇〇条 本制度が終了する場合において、当該終了する日における積立金の額が、当該終了する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出する。	第〇〇条 本制度が終了する場合において、当該終了する日における積立金の額が、当該終了する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出する。
[2 前項に規定する最低積立基準額に用いる予定利率は、年率〇パーセントとする。 ^(注2)]	
(残余財産の分配)	(残余財産の分配)
第〇〇条 本制度の残余財産は、清算人が、その終了した日において事業主が給付の支給に関する義務を負っていた者(以下「終了制度加入者等」という。)に分配する。	第〇〇条 本制度の残余財産は、清算人が、その終了した日において事業主が給付の支給に関する義務を負っていた者(以下「終了制度加入者等」という。)に分配する。
2 前項の規定により残余財産を分配する場合において、各終了制度加入者等に分配する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 前項の規定により残余財産を分配する場合において、各終了制度加入者等に分配する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一～二 略	一～二 略
[3 前項に規定する最低積立基準額に用いる予定利率は、年率〇パーセントとする。 ^(注2)]	
4 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等にその全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。	3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等にその全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

(注1)「DB規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件(平成31年厚生労働省告示第115号)の適用に伴う「DB規約例」の一部改正について」(平成31年3月29日事務連絡)に記載されている例

(注2)終了時の最低積立基準額の算定に用いる予定利率として0.5パーセント以内の率を加算して得た率を設定する場合は、終了時までに第2項(残余財産の分配の条項の場合は第3項)の規定を必ず設けるものであること

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
予定利率告示 第1号、第2号(注) (赤字が改正部分)	DB規則第55条第1項第1号に規定する予定利率	
	改正後	改正前
	<p>一 平成〇年度 年率△パーセント(当該年率に<u>0.5パーセント以内の率を加減して得た率</u>を予定利率とすることについて、当該DBを実施する事業主がDB法第6条第2項及び第3項の規定の例により同条第2項の当該労働組合又は同項の当該<u>厚生年金保険の被保険者</u>の過半数を代表する者の同意得た場合(企業年金基金を設立して実施するDBにあっては、当該<u>加減して得た率</u>を予定利率とすることについて当該企業年金基金の代議員会において議決した場合。次号において「労働組合等の同意を得た場合」という。)にあっては、当該<u>加減して得た率</u>)</p> <p>二 平成◇年度 年率□パーセント(当該年率に<u>0.5パーセント以内の率を加減して得た率</u>を予定利率とすることについて、労働組合等の同意を得た場合にあっては、当該<u>加減して得た率</u>)</p>	<p>一 平成〇年度 年率△パーセント(当該年率に<u>0.8以上1.2以下の数を乗じて得た年率</u>を予定利率とすることについて、当該DBを実施する事業主がDB法第6条第2項及び第3項の規定の例により同条第2項の当該労働組合又は同項の当該<u>被用者年金被保険者等</u>の過半数を代表する者の同意得た場合(企業年金基金を設立して実施するDBにあっては、当該<u>乗じて得た年率</u>を予定利率とすることについて当該企業年金基金の代議員会において議決した場合。次号において「労働組合等の同意を得た場合」という。)にあっては、当該<u>乗じて得た年率</u>)</p> <p>二 平成◇年度 年率□パーセント(当該年率に<u>0.8以上1.2以下の数を乗じて得た年率</u>を予定利率とすることについて、労働組合等の同意を得た場合にあっては、当該<u>乗じて得た年率</u>)</p>

(注)第1号の「平成〇年度 年率△パーセント」、第2号の「平成◇年度 年率□パーセント」は改正前後で改正されていますが、調整幅の改正内容が分かりやすいように改めてこのような表示としています。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
	改正後	改正前
法令解釈通知 別紙 第5－1－(4) (赤字が改正部分)	<p>積立金の積立てに関する事項</p> <p>DB規則第55条第1項第1号に規定する予定利率(平成14年厚生労働省告示第59号)に規定する「<u>0.5パーセント以内の率</u>」を設定するときは、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議員会において十分な検討を行っている必要があり、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。</p> <p><u>なお、「0.5パーセント以内の率」を設定している場合にDBの終了、企業型DCへの移行又は中退共への移換をするときは、最低積立基準額の算定に用いる予定利率について改めて労使間や代議員会において十分な検討を行い、検討の結果として「0.5パーセント以内の率」を設定するときは、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。</u></p>	<p>DB規則第55条第1項第1号に規定する予定利率(平成14年厚生労働省告示第59号)に規定する「<u>0.8以上1.2以下の数</u>」を設定するときは、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議員会において十分な検討を行っている必要があり、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと。</p>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容					
承認認可通知 別紙1 3-7	<p>終了するときの最低積立基準額の算定に用いる予定利率(新設)</p> <p>・DB規則第55条第1項第1号に規定する予定利率(平成14年厚生労働省告示第59号)に基づき0.5パーセント以内の率を加算して得た率を設定する場合は、終了するときまでに、用いる予定利率を規約に定めること。</p>					
3-11-(2) (赤字が改正部分)	<p>規約承認(認可)事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他制度(<u>DB及び存続厚生年金基金を除く。</u>)への積立金又は残余財産の移換</td> <td>他制度(<u>中退共に限る。</u>)への積立金又は残余財産の移換</td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	他制度(<u>DB及び存続厚生年金基金を除く。</u>)への積立金又は残余財産の移換	他制度(<u>中退共に限る。</u>)への積立金又は残余財産の移換
改正後	改正前					
他制度(<u>DB及び存続厚生年金基金を除く。</u>)への積立金又は残余財産の移換	他制度(<u>中退共に限る。</u>)への積立金又は残余財産の移換					
3-11-(2) 審査要領	<p>他制度(DB及び存続厚生年金基金を除く。)への積立金又は残余財産の移換(新設)</p> <p>・最低積立基準額の算定に用いる予定利率として、DB規則第55条第1項第1号に規定する予定利率(平成14年厚生労働省告示第59号)に基づき0.5パーセント以内の率を加算して得た率を設定する場合は、他制度へ移換するまでに、用いる予定利率を規約に定めること。</p> <p>以下、中退共への積立金又は残余財産の移換に限る。</p>					

- ・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
- ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
- ・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 総合法人業務部 団体年金コンサルティング室
TEL : 03 - 3283 - 9094

